

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成20年8月26日
【事業年度】	第26期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	株式会社シーエスロジネット
【英訳名】	CS LOGINET INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金岡 正光
【本店の所在の場所】	名古屋市中川区舟戸町2番37号
【電話番号】	(052)354-7788(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理担当 金岡 昭光
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中川区舟戸町2番37号
【電話番号】	(052)354-7797
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理担当 金岡 昭光
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月26日に提出した第26期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_線で示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

～、～（省略）

取締役、社外取締役、監査役および社外監査役との責任免除の概要

・当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって免除することができる旨を定款で定めております。

・当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金240万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める金額のいずれか高い額を限度として契約を締結することができる旨、定款で定めております。

・当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって免除することができる旨を定款で定めております。

・当社は、社外監査役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金240万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める金額のいずれか高い額を限度として契約を締結することができる旨、定款で定めております。

会計監査人との責任免除の概要

・当社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって免除することができる旨を定款で定めております。

・当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める金額のいずれか高い額を限度として契約を締結することができる旨、定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

・自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

・剰余金の配当

当社は、剰余金の配当について、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(訂正後)

～、～ (省略)

#### 取締役、社外取締役、監査役および社外監査役との責任免除の概要

・当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

・当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金240万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める金額のいずれか高い額を限度として契約を締結することができる旨、定款で定めております。

・当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって免除することができる旨を定款で定めております。これは、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

・当社は、社外監査役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金240万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める金額のいずれか高い額を限度として契約を締結することができる旨、定款で定めております。

#### 会計監査人との責任免除の概要

・当社は、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって免除することができる旨を定款で定めております。これは、会計監査人がその能力を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

・当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める金額のいずれか高い額を限度として契約を締結することができる旨、定款で定めております。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### ・自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

##### ・剰余金の配当

当社は、剰余金の配当について、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な配当政策の遂行を目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。